

記載例

(4条関係)

異動があった日から7日以内に提出する必要があります。

届出事項等の異動届

(提出日) 令和〇年〇月〇〇日

総務大臣

秋田県選挙管理委員会

宛

提出部数は1部

ただし、主たる活動区域が全国(2都道府県以上)の団体のみ2部提出すること

異動後の新しい内容で記入する

政治団体の名称

秋田太郎後援会

事務所の所在地

秋田市山王〇丁目〇番〇号

代表者の氏名

大館 一郎

届出事項等に異動があったので、政治資金規正法第7条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

異動事項	内 容			異動年月日
ふりがな		あきたたろうこうえんかい		令和
政治団体の名称	新	秋田太郎後援会		〇・〇・〇
	旧	秋田太郎応援の会		
主たる事務所の所在地	新	(〒010-〇〇〇〇) (電話 018-〇〇〇-〇〇〇〇) 秋田市山王〇丁目〇番〇号		令和
	旧	秋田市泉中央〇丁目〇番〇号		〇・〇・〇
主たる活動区域	<input type="checkbox"/> 秋田県から全国へ <input type="checkbox"/> 全国から秋田県へ			令和
	<input checked="" type="checkbox"/> その他(秋田市から秋田県へ)			〇・〇・〇
区分	氏名	住所・電話番号	生年月日	
ふりがな	新	おおだて いちろう	(〒017-〇〇〇〇) 電話(0186-49-〇〇〇〇)	昭和・平成
代表者		大館 一郎	大館市片山町〇丁目〇番〇号	45・〇・〇
	旧	大館 二郎		〇・〇・〇
ふりがな	新	(〒013-〇〇〇〇) 電話(0182-32-〇〇〇〇)	昭和・平成	令和
会計責任者			横手市旭川〇丁目〇番〇号	・ ・
	旧	横手市駅前町〇番〇号		〇・〇・〇
ふりがな	新	(〒 -) 電話(人が替わらず、住所・電話番号のみに異動があった場合の記載例	令和
会計責任者の職務代行者				
	旧			
その他	<input checked="" type="checkbox"/> 規約の異動 <input type="checkbox"/> 課税上の優遇措置の異動(有・無から無・有へ)			令和
	<input type="checkbox"/> その他()			〇・〇・〇
国会議員関係政治団体の区分	新	<input type="checkbox"/> 1号団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員(□現職 □候補者等)		令和
		<input type="checkbox"/> 2号団体 候補者の氏名(ふりがな): () 候補者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員(□現職 □候補者等)		
	旧	<input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体		・ ・
	新	<input type="checkbox"/> 1号団体 代表者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員(□現職 □候補者等)		
		<input type="checkbox"/> 2号団体 候補者の氏名(ふりがな): () 候補者の公職の種類 <input type="checkbox"/> 衆議院議員 <input type="checkbox"/> 参議院議員(□現職 □候補者等)		
	旧	<input type="checkbox"/> 国会議員関係政治団体以外の政治団体		

政治団体の名称が変更される場合は、規約の異動もあわせて必要となるので、変更後の規約を添付すること。

人が替わった場合は旧の住所は不要

異動があった事項のみ、新旧を記入する。
(異動がない事項の欄は記入しない)

(備 考)

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 異動の日から7日以内に届け出ること。
- 3 代表者本人が届け出の場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出の場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名又は記名押印の場合は、この限りでない。
- 4 「□」内には、該当するものに「✓」を記入又は黒塗り「■」し、異動のない欄には記入しないこと。
- 5 資金管理団体の場合、「公職の種類」、「政治団体の名称」、「主たる事務所の所在地」、「代表者の氏名」に異動があるときは、「資金管理団体届出事項の異動届」も提出すること。
- 6 「会計責任者」と「会計責任者の職務代行者」は同一の人物としないこと。
- 7 第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体が法第19条の8第2項の規定による通知を受け、当該国会議員関係政治団体に該当しなくなった旨の届出をする場合には、当該通知に係る文書を併せて提出すること。
- 8 政治団体設立届の際に併せて提出した法第6条第2項に規定する綱領、党則、規約その他の政令で定める文書（法第18条の2第1項の規定による政治団体にあつては、開催計画書その他の政令で定める文書）の内容に異動があつた場合には、異動後の文書を提出すること。
- 9 政党の支部で、「名称」、「主たる事務所の所在地」、「主たる活動区域」が異動となつた場合は、「支部証明書を」添付すること。